

# 参考資料

## 10

- \*各種の資格
- \*手当等一覧
- \*所得制限など

## インターネット福祉保健モニターを募集しています！

福祉保健局では、福祉保健医療施策への建設的な御意見をいただくことを目的として、インターネットを用いたモニター制度を実施しております。

東京都の福祉保健医療施策について御意見をお持ちの方は、是非御参加ください。モニターの募集を、随時受け付けています!!

- 1 応募資格
 

下記をすべて満たす方

  - (1) 都内在住・通勤、18歳以上（申込日現在）の方
  - (2) 東京都の福祉、保健、医療施策に関心があり、協力の意志をお持ちの方
  - (3) インターネット（※1）のホームページの閲覧及びメール機能を日本語で利用できる方
 

（※1）モニターが使用される機器や通信費用等については、モニター本人の負担となります。
  - (4) 都又は都内各区市町村に属する地方公務員（※2）でない方
 

（※2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員又は同条第3項第1号、第1号の2若しくは第6号に規定する特別職の地方公務員
- 2 モニターの役割
 

年3回程度実施するインターネットによるアンケート調査に御回答いただきます。
- 3 任 期
 

1年に1回、継続の意思を確認します。  
長期にわたり回答のない場合は、登録を取り消す場合があります。
- 4 謝 礼 等
 

ありません。
- 5 応募方法
 

福祉保健局ホームページにアクセスし、「応募用入力フォーム」からお申込みください。  
福祉保健局ホームページアドレス  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/monitor/bosyuu.html>
- 6 選考結果
 

地域、年代などのバランスを考慮し、結果は、応募者御本人にお知らせします。

◎お問合せ先◎  
福祉保健局総務部総務課広報担当  
電 話：5320-4032（直通）  
ファクシミリ：5388-1400

### 過去5年間の実施テーマ

年 度	時 期	回	テ ー マ
平成 25年度	25年9月	第1回	訪問看護について
	26年2月	第2回	福祉保健局広報媒体について
	26年3月	第3回	ひとり親家庭に対する意識について
平成 26年度	26年10月	第1回	障害及び障害のある方への理解について
	27年1月	第2回	地域を支える元気な高齢者について
	27年2月	第3回	野菜の摂取や身体活動に関する意識について
平成 27年度	27年12月	第1回	児童虐待について
	28年2月	第2回	野菜のメニューを選ぼう・あと10分歩こうキャンペーン等の健康づくりに関する取組について
平成 28年度	28年6月	第1回	民生委員・児童委員について
	29年2月	第2回	障害及び障害のある方への理解について
	29年3月	第3回	健康に関する意識と地域のつながりに関する意識等について
平成 29年度	29年7月	第1回	自殺対策に関する意識について
	30年1月	第2回	児童虐待について
	30年2月	第3回	野菜の摂取や身体活動に関する意識について

## 各種の資格

社会福祉事業関係に従事する職員には種々の職種があり、その中には法律で資格が定まっているものがある。

ここでは、社会福祉主事、老人福祉指導主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士、児童指導員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について、職務内容、資格について説明する。

なお、社会福祉事業に従事する職員の職種にはこの他に、医師、看護師、栄養士等があり、法律で配置が定められている場合がある。  
※次の職員及び民間の協力者については、本文中に簡単にその資格又は職務内容を記載している。

民生委員・児童委員（35歳）、民生・児童委員協力員（36歳）、身体障害者相談員（40歳）、知的障害者相談員（41歳）、年金委員（54歳）、健康保険委員（55歳）、戦没者遺族相談員（55歳）、戦傷病者相談員（55歳）、中国帰国者等自立支援通訳員・自立指導員、中国帰国者等生活相談員（56歳）

### ◇ 社会福祉主事

**職務内容** 社会福祉法に基づき、都道府県や区市、福祉事務所を設置する町村に置かれ、福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。

**資 格** 年齢20歳以上で、人格が高潔で思慮が円熟し社会福祉の増進に熱意があり、次のいずれかに該当する人の中から任用される。  
①大学などで厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した

人 ②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人 ③社会福祉士、精神保健福祉士等 ④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した人（この試験は未実施）

### ◇ 老人福祉指導主事

**職務内容** 老人福祉法で福祉事務所に設置が義務付けられている社会福祉主事 福祉事務所の職員に、老人の福祉に関する技術的指導を行い、その他に老人の福祉に関する相談、調査、指導のうち専門的技術を必要とする業務を行う。

**資 格** 社会福祉主事

### ◇ 児童福祉司

**職務内容** 児童福祉法で児童相談所に置かれる職員 児童の保護、その他の児童の福祉に関することについて、相談及び指導を行う。

**資 格** 次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県知事の指定する学校その他の施設を卒業した人又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した人 ②大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う業務に従事した人 ③医師 ④社会福祉士 ⑤社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人であって、厚生労働大臣が定め

る講習会の課程を修了した人 ⑥前各号に掲げる人と同等以上の能力を有すると認められる人であって、厚生労働省令で定める人

## ◇ 身体障害者福祉司

**職務内容** 身体障害者福祉法により、身体障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、身体障害者の更生援護事務の中核的役割を果たす。

**資格** 次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に2年以上従事した経験がある人 ②大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目※を修めて卒業した人 ③医師 ④社会福祉士 ⑤厚生労働大臣の指定する身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を卒業した人 ⑥前各号に準ずる人であって、身体障害者福祉司として必要な学識・経験を有する人

※厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

1. 社会事業概論・社会事業史・社会事業施設論・社会事業行政・社会事業の方法（ケースワーク・グループワーク・コミュニティオーガニゼーション）

2. 社会立法・社会政策・社会病理又は社会問題・社会調査・社会統計・社会衛生・精神衛生・身体障害者の心理・社会教育・職業指導・補装具知識

## ◇ 知的障害者福祉司

**職務内容** 知的障害者福祉法により、福祉事務所に置かれ知的障害者福祉の中核的役割を

果たす。

**資格** 次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験がある人 ②大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した人（この科目指定は未実施） ③医師 ④社会福祉士 ⑤厚生労働大臣の指定する知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を卒業した人 ⑥前各号に準ずる人であって、知的障害者福祉司として必要な学識・経験を有する人

## ◇ 保育士

保育士は保育所、障害児入所施設など児童福祉施設において児童の保育等に当たる人で、その資格は次のいずれかに該当し、保育士登録をした人

①指定保育士養成施設を卒業した人 ②保育士試験に合格した人

**担当課** 福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4130(直通)

32-753(内線)

保育士登録：登録事務処理センター

☎3262-1080

## ◇ 児童指導員

**職務内容** 児童福祉施設のうち、児童養護施設、障害児入所施設等で児童の生活指導を行う。

**資格** 次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した人

②社会福祉士の資格を有する人 ③精神保健福祉士の資格を有する人 ④大学で心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人等 ⑤高等学校等を卒業した人若しくは12年の学校教育を修了した人又はこれと同等以上の資格があると認定された人で、2年以上児童福祉事業に従事した人 ⑥小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格がある人 ⑦3年以上児童福祉事業に直接従事した人

## ◇ 社会福祉士

**職務内容** 社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人々に対して、相談・助言・指導・福祉サービス関係者との連絡及び調整・その他の援助を行う。

**資格** 厚生労働大臣の行う社会福祉士試験に合格し、登録をした人

**受験資格** ①4年制の福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人 ②保健福祉系短大や専門学校等で指定科目を修めて、指定施設で相談実務経験（3年制では実務1年以上、2年制では実務2年以上）を経た人 ③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業生及び社会福祉主事養成機関は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）又は児童福祉司等として4年以上の実務経験の後、社会福祉士短期養成施設等で6か月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ④4年制の一般大学等を卒業（一般短期大学等の卒業生は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、又は4

年以上の相談実務経験の後、社会福祉士一般養成施設等で1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した人

**試験** 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話

☎3486-7559

## ◇ 精神保健福祉士

**職務内容** 精神保健福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、精神科病院などで精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している方々に対して、社会復帰に関する相談、助言、指導、その他の援助を行う。

**資格** 厚生労働大臣の行う精神保健福祉士試験に合格し、登録をした人

**受験資格** ①4年制の保健福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人 ②保健福祉系短大等で指定科目を修めて、指定施設で実務経験（3年制では実務1年以上、2年制では実務2年以上）を経た人 ③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業生は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、精神保健福祉士短期養成施設等で6か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ④一般大学を卒業（一般短期大学等の卒業生は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、又は4年以上の実務経験の後、一般養成施設等で1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ⑤社会福祉士であって、

精神保健福祉士短期養成施設等で6か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人

**試験** 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター(〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎3486-7521)が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

## ◆ 介護福祉士

**職務内容** 社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方々に対して、心身の状況に応じた介護及び介護に関する指導を行う。

**資格** 介護福祉士試験に合格し、登録した人

**受験資格** ①高等学校等卒業後、養成施設等(2年以上)を卒業した人②福祉系大学・社会福祉士養成施設・保育士養成施設を卒業し、養成施設等(1年以上)を卒業した人③3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した人④福祉系高校では、平成21年度以降入学の新カリキュラム卒業生、特例高校等卒業生で実務経験9か月以上の人、または旧カリキュラム卒業生

資格取得方法の見直しについて 平成28年度までに養成施設等を卒業した人はその卒業をもって介護福祉士となる。平成29年度から33年度までの間に卒業した人は、卒業後5年の間は介護福祉士の資格を有する。当該5年のうちに介護福祉士試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き資格を有することがで

きる。平成34年度以降に卒業する人からは資格取得のためには、介護福祉士試験の合格が必要となる。

**試験** 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター(〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎3486-7521)が行う。

24時間対応試験情報専用電話

☎3486-7559

※ここで説明した社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、児童指導員等は、都職員採用試験(福祉職)における資格要件となっている。都職員採用試験等については、福祉保健局総務部職員課へ。

☎5320-4023(直通)

32-172(内線)

# 手 当 等 一 覧

手 当

区 分	対 象	月額(円)	
㊦ 重度心身障害者手当	常時複雑な介護を要する重度障害者	60,000	
㊧ 心身障害者福祉手当	身体1・2級者、愛の手帳1～3度者など	15,500	
㊨ 児童育成手当	育成手当	ひとり親家庭で児童を扶養している者	13,500
	障害手当	身体1・2級児などを扶養している者	15,500
㊩ 福祉手当	特別障害者手当	重度の重複障害者	26,940
	障害児福祉手当	重度の障害児	14,650
㊪ 児童扶養手当	全部支給	ひとり親家庭の父又は母などで一定の所得以内	42,500
	一部支給	〃	42,490～ 10,030
㊫ 特別児童扶養手当	1級	重度の障害児の父母など	51,700
	2級	中度の障害児の父母など	34,430
㊬ 児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童	手当額 (一般受給者) ① 所得制限限度額未満の者 ・3歳未満：月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前(第1子、第2子) ：月額10,000円 ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) ：月額15,000円 ・小学校修了後中学校修了前：月額10,000円 ② 所得制限限度額以上の者 ・0歳から中学生：月額5,000円  (施設等受給者) ・3歳未満：月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前：月額10,000円 ・中学生：月額10,000円	

国民年金

区 分	対 象	月額(円)	
老 齢 福 祉 年 金	全部支給	国民年金発足時高齢者又は保険料納付期間が短い ため旧法老齢年金を受けられない者で一定の所得 基準以下の者など	33,275
	一部支給	〃	26,100
障 害 基 礎 年 金	1級	1級の障害者など	81,177
	2級	2級の障害者など	64,941
遺 族 基 礎 年 金	被保険者が死亡した時に子のある配偶者及び子 (子1人)	83,633	

各種手当、年金支給例（月額：円）

障害者	重度心身障害者手当+心身障害者福祉手当+障害基礎年金1級+特別障害者手当=183,617
	心身障害者福祉手当+障害基礎年金2級=80,441
障害児	重度心身障害者手当+児童育成手当障害手当+障害児福祉手当 +特別児童扶養手当1級=141,850
	児童育成手当障害手当+特別児童扶養手当2級=49,930
母子	児童育成手当育成手当+遺族基礎年金=97,133
	児童育成手当育成手当+児童扶養手当（全部）=56,000

## 所得制限など

### ◆ 所得制限

○所得とは、年間総収入額（税込み）から給与と所得の場合は給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額

なお、所得額を計算する場合、住民税で各種の控除を受けているときはその額を控除できる場合がある。

○扶養親族とは、所得税法に規定する控除対

#### ※心身障害者医療費助成

扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは1人につき10万円、特定扶養親族及び控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）がいるときは1人につき25万円を加算した額を標準額とする。

象配偶者（同一生計配偶者）及び扶養親族児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成については、親族ではないが養育している児童の数も含む。  
○扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは原則として1人につき10万円、特定扶養親族がいるときは1人につき15万円から25万円まで（児童手当を除く。）を加算した額を基準額とする。

### 重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成、児童育成手当

・受給資格者本人の所得による制限（重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成では20歳未満（社会保険本人は除く。）のときは世帯主の所得による。）

扶養親族数	重度心身障害者手当	心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成	児童育成手当
0人			3,604,000円	
1人			3,984,000円	
2人			4,364,000円	
3人			4,744,000円	
4人			5,124,000円	
5人			5,504,000円	
6人以上	1人につき38万円加算			
改定時期	平成14年11月	平成14年8月	平成14年4月	平成14年6月
実施主体	都	区市町村	都	区市町村

※区市町村が実施主体の事業は、区市町村により基準が異なる場合がある。

### 乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

・乳幼児医療費助成は、乳幼児を育てている者の所得による制限  
・義務教育就学児医療費助成は、義務教育就学児を育てている者の所得による制限  
・ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭など本人及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得制限

扶養親族数	乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成	
	乳幼児・義務教育就学児を育てている者	
0人		622万円
1人		660万円
2人		698万円
3人		736万円
4人		774万円
5人		812万円
6人以上	1人につき38万円加算	
改定時期	平成24年10月	
実施主体	区市町村	

扶養親族数	ひとり親家庭等医療費助成	
	ひとり親家庭等本人	配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円
6人以上	1人につき38万円加算	
改定時期	平成15年1月	
実施主体	区市町村	

※区市町村が実施主体の事業のため、区市町村により基準が異なる場合がある。

**特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当（経過措置の福祉手当を含む。）**

・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

扶養親族の数	特別児童扶養手当	特別障害者手当 障害児福祉手当	配偶者・ 扶養義務者
0人	4,596,000円	3,604,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	3,984,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	4,364,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	4,744,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	5,124,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	5,504,000円	7,388,000円
6人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 21万3000円加算
改定時期	平成14年8月	平成14年8月	平成14年8月

**児童扶養手当**

・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得による制限

扶養親族の数	受給資格者本人			配偶者・ 扶養義務者・ 孤児等の養育者
	手当全額支給		手当一部支給	
	平成30年7月まで	平成30年8月以降		
0人	190,000円	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算
改定時期	平成30年8月			

**児童手当・障害基礎年金**

・受給資格者本人の所得による制限

扶養親族の数	児童手当	障害基礎年金	
		一部支給停止	全額支給停止
0人	622万円	360万4,000円	462万1,000円
1人	660万円	398万4,000円	500万1,000円
2人	698万円	436万4,000円	538万1,000円
3人	736万円	474万4,000円	576万1,000円
4人	774万円	512万4,000円	614万1,000円
5人	812万円	550万4,000円	652万1,000円
6人以上	1人につき38万円加算		

**老齢福祉年金**

・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

扶養親族の数	老齢福祉年金 全額支給停止	配偶者・扶養義務者	
		全額支給停止	一部支給停止
0人	159万5,000円	628万7,000円	340万1,000円
1人	197万5,000円	653万6,000円	365万0,000円
2人	235万5,000円	674万9,000円	386万3,000円
3人	273万5,000円	696万2,000円	407万6,000円
4人	311万5,000円	717万5,000円	428万9,000円
5人	349万5,000円	738万8,000円	450万2,000円
6人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 21万3,000円加算	

## ◆ 費用徴収基準及び利用者負担額

①高齢者緊急通報システム事業、高齢者火災安全システム事業は対象者の前年の所得・世帯の税額等により階層区分されている。なお、基準は区市町村により定められている。②児童福祉施設等の費用徴収基準は世帯の税額等により階層区分されている。③養護老人ホームの費用徴収基準については、利用者本人は対象収入による階層区分により、扶養養

務者は税額等により階層区分されている。  
④軽費老人ホームについては、費用徴収ではなく、利用料が対象収入により、階層区分されている。  
※対象収入は、原則として前年の収入として認定するもの（年金・恩給・財産・利子・配当など。授産施設の場合は授産工資も含む。ただし、臨時的な見舞金などは除く。）から必要経費（税金、社会保険料等）を控除した額

## 児童福祉施設等

児童福祉法施行細則 別表第1（第33条関係）（一）

（平成29年4月1日改訂）

本人の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)	里 親 助産施設					
		入 所	入所以外				
		母子生活支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 福祉型障害児入所施設 乳 児 医療型障害児入所施設 指定発達支援医療機関 小規模住居型児童養育事業				
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ の世帯 (所得割の額のない世帯)	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,200円
C2	所得割の額がある世帯	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円	6,600円	
D1の1	A階層及びB階層を除き前年分（1月から6月までの月分の費用の徴収については、前前年分とする。）の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	2,400円以下					9,000円
D1の2		2,401円以上 8,400円以下	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	
D1の3		8,401円以上 15,000円以下					
D2		15,001円以上 40,000円以下	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円	
D3		40,001円以上 70,000円以下	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円	
D4		70,001円以上 183,000円以下	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円	
D5		183,001円以上 403,000円以下	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円	
D6		403,001円以上 703,000円以下	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円	
D7		703,001円以上1,078,000円以下	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円	
D8		1,078,001円以上1,632,000円以下	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円	
D9		1,632,001円以上2,303,000円以下	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円	
D10		2,303,001円以上3,117,000円以下	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円	
D11		3,117,001円以上4,173,000円以下	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円	
D12	4,173,001円以上5,334,000円以下	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円		
D13	5,334,001円以上6,674,000円以下	95,600円	191,200円	95,600円	191,200円		
D14	6,674,001円以上	170,200円	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	

注1 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。  
 (1) 出産育児一時金を受給した場合、当該出産育児一時金の額に、B階層にあっては10パーセント、C階層にあっては15パーセント、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額  
 (2) 多子出産の場合、第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額  
 注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。  
 注3 この表の「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児第0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「国通知」という。）によって計算された額をいう。ただし、所得税を計算する場合には次の規定は適用しないものとする。  
 (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項  
 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項  
 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「租税特措法等一部改正法」という。）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項  
 注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

療育給付

児童福祉法施行細則 別表第一（第33条関係）（二）

（平成28年10月1日改訂）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
		療育給付	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円
C2		所得割の額がある世帯	5,800円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	2,400円以下	6,900円
D2		2,401円以上 4,800円以下	7,600円
D3		4,801円以上 8,400円以下	8,500円
D4		8,401円以上 12,000円以下	9,400円
D5		12,001円以上 16,200円以下	11,000円
D6		16,201円以上 21,000円以下	12,500円
D7		21,001円以上 46,200円以下	16,200円
D8		46,201円以上 60,000円以下	18,700円
D9		60,001円以上 78,000円以下	23,100円
D10		78,001円以上 100,500円以下	27,500円
D11		100,501円以上 190,000円以下	35,700円
D12		190,001円以上 299,500円以下	44,000円
D13		299,501円以上 831,900円以下	52,300円
D14		831,901円以上 1,467,000円以下	80,700円
D15		1,467,001円以上 1,632,000円以下	85,000円
D16		1,632,001円以上 2,302,900円以下	102,900円
D17		2,302,901円以上 3,117,000円以下	122,500円
D18	3,117,001円以上 4,173,000円以下	143,800円	
D19	4,173,001円以上	その月におけるその児童に係る費用の支弁額	

注1 A及びB階層以外の各層に属する世帯から二人以上の児童が、同時に徴収金基準額表の適用を受ける場合は、最初のものについては上表の徴収金基準月額とし、二人目以降のものについては、上表の基準月額の10分の1とする。

注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表の「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに国通知によって計算された額をいう。ただし、所得税を計算する場合には次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特措法等一部改正法附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項

注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

小児慢性特定疾病医療費助成

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来+入院）							
			一般	重症※	人工呼吸器等装着者	生活保護法の被保護世帯又は血友病等患者等				
I	生活保護法の被保護世帯		500円							
II	市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯	低所得Ⅰ（保護者所得80万円以下）					1,250円			
III		低所得Ⅱ（保護者所得80万円超）					2,500円			
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税又は特別区民税課税以上7.1万円未満の世帯						5,000円	2,500円		
V	一般所得Ⅱ：市町村民税又は特別区民税課税7.1万円以上25.1万円未満の世帯						10,000円	5,000円		
VI	上位所得：市町村民税又は特別区民税課税25.1万円以上の世帯						15,000円	10,000円		
入院時の食費			1/2自己負担		自己負担なし					
公費負担者番号			5 2 1 3 8 0 1 3		5 2 1 3 7 0 1 5					

※重症：次のいずれかに該当

①高額な医療が長期的に継続する者  
（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）

②重症患者認定基準に適合する者



自立支援医療（育成医療）支給

自己負担額は医療費の1割負担＋入院時の食事費。ただし、所得等により負担上減額（月額）を設定

（平成22年4月1日改正）

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	特別区民税又は市町村民税非課税Ⅰ 保護者所得 ≤ 80万円※4	特別区民税又は市町村民税非課税Ⅱ 保護者所得 > 80万円	特別区民税又は市町村民税所得割課税 特別区民税又は市町村民税所得割 < 3万3千	特別区民税又は市町村民税所得割 < 23万5千	特別区民税又は市町村民税所得割 23万5千 ≤
【区分①】 負担0円	【区分②】 負担上限額 2,500円	【区分③】 負担上限額 5,000円	【区分④】 負担上限額 5,000円※1 (経過措置)	【区分⑤】 負担上限額 10,000円※1 (経過措置)	公費医療の対象外 (通常の医療保険)
			重度かつ継続※2		
			【区分⑥】 負担上限額 5,000円	【区分⑦】 負担上限額 10,000円	【区分⑧】 負担上限額 20,000円※3 (経過措置)

- ※1 区分④、⑤に対する負担上限月額（平成33年3月31日までの経過措置）。
- ※2 「重度かつ継続」の範囲…腎臓・小腸・免疫・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、  
肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、医療保険多数該当の者
- ※3 区分⑧に対する負担上限額（月額）は平成33年3月31日までの経過措置。
- ※4 保護者所得とは、次に掲げる収入の合計のことをいう。  
例）・ 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（マイナスの場合はゼロとみなす。）  
・ 障害年金、遺族年金（基礎・厚生・共済の各公的年金）  
・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

養護老人ホーム被措置者  
費用徴収基準  
養護委託による被措置者

対象収入による階層区分			費用徴収基準月額
1	0円	～ 270,000円	0円
2	270,001円	～ 280,000円	1,000円
3	280,001円	～ 300,000円	1,800円
4	300,001円	～ 320,000円	3,400円
5	320,001円	～ 340,000円	4,700円
6	340,001円	～ 360,000円	5,800円
7	360,001円	～ 380,000円	7,500円
8	380,001円	～ 400,000円	9,100円
9	400,001円	～ 420,000円	10,800円
10	420,001円	～ 440,000円	12,500円
11	440,001円	～ 460,000円	14,100円
12	460,001円	～ 480,000円	15,800円
13	480,001円	～ 500,000円	17,500円
14	500,001円	～ 520,000円	19,100円
15	520,001円	～ 540,000円	20,800円
16	540,001円	～ 560,000円	22,500円
17	560,001円	～ 580,000円	24,100円
18	580,001円	～ 600,000円	25,800円
19	600,001円	～ 640,000円	27,500円
20	640,001円	～ 680,000円	30,800円
21	680,001円	～ 720,000円	34,100円
22	720,001円	～ 760,000円	37,500円
23	760,001円	～ 800,000円	39,800円
24	800,001円	～ 840,000円	41,800円
25	840,001円	～ 880,000円	43,800円
26	880,001円	～ 920,000円	45,800円
27	920,001円	～ 960,000円	47,800円
28	960,001円	～ 1,000,000円	49,800円
29	1,000,001円	～ 1,040,000円	51,800円
30	1,040,001円	～ 1,080,000円	54,400円
31	1,080,001円	～ 1,120,000円	57,100円
32	1,120,001円	～ 1,160,000円	59,800円
33	1,160,001円	～ 1,200,000円	62,400円
34	1,200,001円	～ 1,260,000円	65,100円
35	1,260,001円	～ 1,320,000円	69,100円
36	1,320,001円	～ 1,380,000円	73,100円
37	1,380,001円	～ 1,440,000円	77,100円
38	1,440,001円	～ 1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上		※150万円超過額× 0.9÷12月+81,100円 (100円未満切捨て)

備考：上表にかかわらず、区市町村長が必要と認める場合には、当該費用徴収基準月額に別途上限を設けることができる。

※ 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙2費用徴収基準）（平成18年1月24日付老発第0124001号）」より

扶養義務者費用徴収基準

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税） 4,500円
C2	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下
D2		30,001円 ～ 80,000円
D3		80,001円 ～ 140,000円
D4		140,001円 ～ 280,000円
D5		280,001円 ～ 500,000円
D6		500,001円 ～ 800,000円
D7		800,001円 ～ 1,160,000円
D8		1,160,001円 ～ 1,650,000円
D9		1,650,001円 ～ 2,260,000円
D10		2,260,001円 ～ 3,000,000円
D11		3,000,001円 ～ 3,960,000円
D12		3,960,001円 ～ 5,030,000円
D13		5,030,001円 ～ 6,270,000円
D14		6,270,001円以上

(注1) この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第3項は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表1（養護老人ホーム被措置者・養護委託による被措置者費用徴収基準）により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

※「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙2 費用徴収基準）（平成18年1月24日付老発第0124001号）」より

軽費老人ホーム（A型）基本利用料

対象収入による階層区分		本人負担額（月額）
1	1,500,000円以下	64,230円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	67,230円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	70,230円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	73,230円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	76,230円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	79,230円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	84,230円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	89,230円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	94,230円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	99,230円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	104,230円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	111,230円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	118,230円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	125,230円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	132,230円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	139,230円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	147,230円
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	155,230円
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	163,230円
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	171,230円
21	3,400,001円以上	基本利用料全額

軽費老人ホーム（B型）基本利用料

対象収入による階層区分		基本利用料	本人負担額（月額）	
1	1,500,000円以下		10,000円	
2	1,500,001円～1,600,000円		13,000円	
3	1,600,001円～1,700,000円		16,000円	
4	1,700,001円～1,800,000円		19,000円	
5	1,800,001円～1,900,000円		22,000円	
6	1,900,001円～2,000,000円		25,000円	
7	2,000,001円～		27,100円	

軽費老人ホーム（ケアハウス）・都市型軽費老人ホーム基本利用料（サービスの提供に要する費用相当分）

対象収入による階層区分		本人負担額（月額）	
1	1,500,000円以下	10,000円	
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円	
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円	
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円	
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円	
18	3,100,001円以上	全 額	

（注1）この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注2）本人負担額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における基本利用料を超えるときは、当該施設の基本利用料を本人負担額（月額）の上限とする。

（注3）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合は夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用相当分の本人負担額（月額）については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。

◊ 健康保険・厚生年金保険の保険料

平成30年3月分（4月納付分）から  
の健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成30年3月分～適用  
介護保険料率：平成30年3月分～適用  
厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用  
子ども・子育て拠出金率：平成30年4月分～適用

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）				厚生年金保険料（厚生年金基金加入者を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.90%		11.47%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	58,000	63,000	5,742.0	2,871.0	6,652.6	3,326.3		
2	68,000	63,000	73,000	6,732.0	3,366.0	7,799.6	3,899.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,722.0	3,861.0	8,946.6	4,473.3		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,712.0	4,356.0	10,093.6	5,046.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,702.0	4,851.0	11,240.6	5,620.3	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,296.0	5,148.0	11,928.8	5,964.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,890.0	5,445.0	12,617.0	6,308.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,682.0	5,841.0	13,534.6	6,767.3	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,474.0	6,237.0	14,452.2	7,226.1	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,266.0	6,633.0	15,369.8	7,684.9	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,058.0	7,029.0	16,287.4	8,143.7	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,850.0	7,425.0	17,205.0	8,602.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,840.0	7,920.0	18,352.0	9,176.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,830.0	8,415.0	19,499.0	9,749.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,820.0	8,910.0	20,646.0	10,323.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,810.0	9,405.0	21,793.0	10,896.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,800.0	9,900.0	22,940.0	11,470.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,780.0	10,890.0	25,234.0	12,617.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,760.0	11,880.0	27,528.0	13,764.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,740.0	12,870.0	29,822.0	14,911.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,720.0	13,860.0	32,116.0	16,058.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,700.0	14,850.0	34,410.0	17,205.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,680.0	15,840.0	36,704.0	18,352.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,660.0	16,830.0	38,998.0	19,499.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,640.0	17,820.0	41,292.0	20,646.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,620.0	18,810.0	43,586.0	21,793.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,590.0	20,295.0	47,027.0	23,513.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,560.0	21,780.0	50,468.0	25,234.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,530.0	23,265.0	53,909.0	26,954.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,500.0	24,750.0	57,350.0	28,675.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,470.0	26,235.0	60,791.0	30,395.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,440.0	27,720.0	64,232.0	32,116.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,410.0	29,205.0	67,673.0	33,836.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,380.0	30,690.0	71,114.0	35,557.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000	665,000	64,350.0	32,175.0	74,555.0	37,277.5		
36	680,000	665,000	695,000	67,320.0	33,660.0	77,996.0	38,998.0		
37	710,000	695,000	730,000	70,290.0	35,145.0	81,437.0	40,719.0		
38	750,000	730,000	770,000	74,250.0	37,125.0	86,025.0	43,012.5		
39	790,000	770,000	810,000	78,210.0	39,105.0	90,613.0	45,306.5		
40	830,000	810,000	855,000	82,170.0	41,085.0	95,201.0	47,600.5		
41	880,000	855,000	905,000	87,120.0	43,560.0	100,936.0	50,468.0		
42	930,000	905,000	955,000	92,070.0	46,035.0	106,671.0	53,335.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	97,020.0	48,510.0	112,406.0	56,203.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	101,970.0	50,985.0	118,141.0	59,070.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	107,910.0	53,955.0	125,023.0	62,511.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	113,850.0	56,925.0	131,905.0	65,952.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	119,790.0	59,895.0	138,787.0	69,393.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	125,730.0	62,865.0	145,669.0	72,834.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	131,670.0	65,835.0	152,551.0	76,275.5		
50	1,390,000	1,355,000		137,610.0	68,805.0	159,433.0	79,716.5		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（9.90%）に介護保険料率（1.57%）が加わる。  
◆等級欄の（ ）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級  
4（1）等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替える。  
34（31）等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替える。  
◆平成30年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円

- 健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へ。
- 賞与にかかる保険料について
 

賞与にかかる保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できない。

賞与にかかる保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となる（保険料率は、標準報酬月額にかかると同じ）。

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となる。

標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は、月間150万円が上限となる。
- 子ども・子育て拠出金について
 

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用として子ども・子育て拠出金を全額負担する。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（1,000分の2.9）を乗じて得た額の総額となる。
- 被保険者負担分に円未満の端数がある場合
  - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、50銭を超える場合は切上げて1円となる。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切上げて1円となる。

※事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができる。

日雇特例被保険者の方の保険料額（平成30年4月分～）

（単位：円）

標準賃金月額		賃金月額	保険料月額					
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
10.00% （平均保険料率）			11.57% （平均保険料率+介護保険料率）					
等級	月額		全額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	全額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額
第1級	3,000	円以上 円未満 ～ 3,500	390	150	240	440	170	270
第2級	4,400	3,500～ 5,000	570	220	350	650	250	400
第3級	5,750	5,000～ 6,500	740	285	455	860	330	530
第4級	7,250	6,500～ 8,000	940	360	580	1,090	415	675
第5級	8,750	8,000～ 9,500	1,140	435	705	1,320	505	815
第6級	10,750	9,500～ 12,000	1,400	535	865	1,620	620	1,000
第7級	13,250	12,000～ 14,500	1,730	660	1,070	2,000	765	1,235
第8級	15,750	14,500～ 17,000	2,050	785	1,265	2,380	910	1,470
第9級	18,250	17,000～ 19,500	2,380	910	1,470	2,760	1,055	1,705
第10級	21,250	19,500～ 23,000	2,770	1,060	1,710	3,210	1,225	1,985
第11級	24,750	23,000～	3,230	1,235	1,995	3,740	1,430	2,310

